

八峰町下水道事業

経営戦略(案)

2025(令和7)年度～2034(令和16)年度

2024(令和6)年度

八峰町

目次

目次

第1章 策定の趣旨	1
1-1 策定の背景と目的.....	1
1-2 位置づけ.....	1
1-3 計画期間.....	1
1-4 下水道事業の概要	2
第2章 現状と課題	3
2-1 八峰町の下水道を取り巻く情勢.....	3
2-2 下水道経営の状況	7
2-3 組織・執行体制の状況	15
第3章 経営理念と基本方針	16
3-1 経営理念.....	16
3-2 基本方針.....	16
第4章 投資計画・財政計画	17
4-1 投資計画.....	17
4-2 財政計画.....	20
4-3 経営状況の見通し	22
第5章 進行管理	36
5-1 推進体制と進捗管理.....	36
5-2 施策の取組による効果の検証.....	36
第6章 経費回収率向上に向けたロードマップ	37
6-1 行政指標および目標年数	37
6-2 具体的取組および実施時期.....	37
第7章 用語集	38

第1章 策定の趣旨

1-1 策定の背景と目的

近年、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化しています。人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化が大きな問題となっているほか、災害リスクの増大に対応する必要性も高まっています。

本町においては、処理区域内の人口が2013年(平成25年)の7,739人から2023年(令和5年)には6,016人と、10年間で約1,700人減少しており、今後も人口減少が続くと予測されます。また、施設の老朽化が進行し、維持管理費や施設更新費用の増加が大きな課題となっています。

このような状況の中、「八峰町第2次総合振興計画後期基本計画」(令和3年3月)においては、計画的な施設整備の推進とともに、下水道等加入率の向上が掲げられており、下水道事業の運営は、効率的で持続可能な経営が必要となっています。

今後は、これらの課題に適切に対応し、持続可能な下水道事業を実現するため、中長期的な財政収支の見通しを基に経営基盤の強化に対する取り組みが求められていることから、経営戦略の改定を行うものです。

1-2 位置づけ

本経営戦略は、「八峰町第2次総合振興計画後期基本計画」(令和3年3月)及び、「米代川流域別下水道整備総合計画」のもと、八峰町下水道事業運営の経営の根幹となるものとして位置づけ、中長期的な運営指針として位置づけます。

1-3 計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるように計画期間を10年間(2025(令和7)年度から2034(令和16)年度)とします。

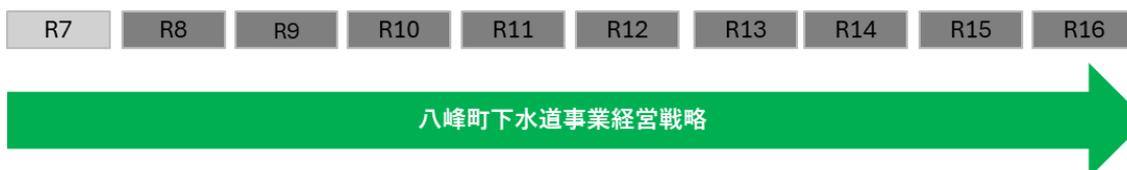


図 1.1 計画期間

1-4 下水道事業の概要

本経営戦略の対象となる下水道事業と、その概要は以下のとおりです。

表 1.1 八峰町下水道事業の概要

項目	特定環境保全公共下水道	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	合併処理浄化槽事業
供用開始年度	2001（平成13）年度	2000（平成12）年度	2005（平成17）年度	2010（平成22）年度
処理区域内人口密度（人/ha）	20.76	16.17	18.97	—
法適（全部・一部） 非適の区分	一部適用（財務規程等）			
流域下水道等への 接続の有無	接続なし			
処理区数	2処理区 八森処理区 沢目処理区	3処理区 石川処理区 岩子・大久保処理区 塙処理区	1処理区 岩館処理区	—
処理場数	2処理区 八森浄化センター 沢目浄化センター	3処理区 石川農業集落排水施設 岩子・大久保農業集落排水施設 塙農業集落排水施設	1処理区 岩館農業集落排水施設	22基
広域化・共同化・最適化 実施状況	処理区の統合に向け、検討を行っている。			

（令和6年4月1日時点）

表 1.2 条例上の使用料単価（特環、農集、漁集）

汚水の種類	区分	汚水排除量	使用料
汚水	基本使用料	10m ³ まで	1,650 円
	従量使用料	10m ³ を超える1m ³ につき	165 円

※上記で算定した額の10円未満を切り捨てた額

（令和7年3月31日時点）

表 1.3 条例上の使用料単価（浄化槽）

人槽区分	月額使用料	
	住宅等	事業所等
5人槽	3,140 円	4,190 円
6～7人槽	3,770 円	5,020 円
8～10人槽	4,810 円	6,390 円
11人槽以上	都度協議のうえ定める	

（令和7年3月31日時点）

表 1.4 条例・実質上の使用料

事業名	年度	条例上の使用料 （20m ³ あたり）	実質的な使用料 （20m ³ あたり）
特定環境保全 公共下水道	令和3年度	3,300 円	3,264 円
	令和4年度	3,300 円	3,265 円
	令和5年度	3,300 円	3,284 円
農業集落排水事業	令和3年度	3,300 円	3,218 円
	令和4年度	3,300 円	3,212 円
	令和5年度	3,300 円	3,243 円
漁業集落排水事業	令和3年度	3,300 円	3,275 円
	令和4年度	3,300 円	3,337 円
	令和5年度	3,300 円	3,384 円
合併処理浄化槽	令和3年度	3,140 円	4,387 円
	令和4年度	3,140 円	4,354 円
	令和5年度	3,140 円	4,386 円

※合併処理浄化槽においては槽区分により料金を算定しております。

※合併処理浄化槽の条例上使用料は、一般家庭の構成人数を3人として算出しております。